

様式 1

番 号
年月日

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所
法人名
代表者氏名

指定申請書

畜産経営の安定に関する法律施行規則(昭和 36 年農林省令第 58 号。以下「施行規則」という。) 第 4 条第 3 号の規定に基づく積立金を適切に管理することができるものと認められる者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 定款 (注 1)
- 2 業務規程 (注 2)
- 3 申請者の概要

(注 1) 「定款」は、定款その他基本約款に変えることができるものとする。

(注 2) 業務規程において、業務を行う区域、業務の対象となる品種区分、負担金の納付に関する事項、交付金が交付される場合における積立金から支払われる額の算出方法に関する事項、積立金から支払われる額の交付に関する事項及び積立金の管理に関する事項について、別に定めることとしている場合については、これらについても提出するものとする。

(注 3) 添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については添付を省略できる。この場合、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注 4) 添付書類及び記載事項について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付及び当該事項の記載を省略することができる。

(注 5) 登記事項証明書、理事会の議事録等指定の申請に関する意思の決定を証する書類及び添付を省略した資料については、農林水産大臣の求めがあった場合には、遅滞なく提出すること。